

# 奈良県決定

大和都市計画道路の変更について  
【縄手見瀬線の変更】

次の付議案を提出する。

平成29年7月26日

奈良県都市計画審議会会長

都 計 第 4 1 号  
平成29年7月24日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について

【縄手見瀬線の変更】

(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する  
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更 (奈良県決定)

都市計画道路中3・4・809号縄手見瀬線を廃止する。

理由

別途理由書のとおり

## 都市計画道路 縄手見瀬線の変更理由

### 1. 路線の概要

都市計画道路 縄手見瀬線は、起点を檀原市縄手町、終点を檀原市見瀬町とする、標準幅員 18m、2 車線、延長約 3,100m の幹線街路である。

当初、昭和 37 年に檀原市新賀町から四分町までの区間を「2.2.3 檀原東大路線」として都市計画決定され、昭和 40 年に檀原市十市町から見瀬町までの区間に延伸、幅員を変更し「2.1.5 檀原東大路線」に名称変更した。昭和 47 年に檀原市縄手町から見瀬町までの区間に短縮し「3.4.809 縄手見瀬線」に名称変更した。また、昭和 51 年に、「3.4.6 茶臼山畝傍線」を廃止し、円滑な交通の流れを図るため、都市計画道路 奈良檀原線及び国道 165 号が強化され、それに伴い都市計画道路 縄手見瀬線は現在の位置・区間に変更され、平成 15 年に車線数を明記している。

### 2. 都市計画道路変更内容

#### (1) 変更の理由

都市計画道路 縄手見瀬線は、檀原市の発展に伴う街路網の検討の中で、交通の円滑を目的として、現在のルートで都市計画決定されている。

しかしながら、将来的な自動車交通量の減少が見込まれることや、南北方向の交通は将来的にも既存の国道 169 号で代替可能であるため、当該路線の整備の必要性がなくなっている。

当該路線を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成 22 年奈良県）に沿って検証した結果、都市計画道路としての必要性が認められず、当該路線の位置には、本薬師寺跡など史跡が多くあり、事業実施の実現性も非常に低いため、廃止するものである。

#### (2) 変更の内容

都市計画道路 縄手見瀬線の全線を廃止する。